

暴力団追放三不運動 **ワン +1**

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない

2016
VOL. **49**

県民の絆



公益財団法人 **福岡県暴力追放運動推進センター**

新年の



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
理事長 **本田 正寛**

明けましておめでとうございます。暴追センター理事長の本田でございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様には平素から当センターの活動全般に亘り、ご厚情を賜っていることに対し、深甚より感謝とお礼を申し上げます。本年も役職員一同、暴力団排除活動に邁進してまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、本県における暴力団対策の真骨頂は、特に県警察が強力に推進する「工藤會対策」において発揮されました。あらゆる法令を駆使した取締りにより、組織の最高幹部等を社会から隔離するなど、まさに暴力団対策の真髓を極めたといっても過言ではありません。

また、県内の暴力団勢力が年々、減少化傾向にあることも、その証左であると考えます。当センターにおきましても、暴力団勢力の減少と弱体化の一助となるよう、暴力団員が組織から離脱し易い環境作りのための「離脱支援」や「離脱援助」活動の活性化に努めてまいります。また、この活動に加え、特に本年は「少年対策」活動にも一層配意したいと考えます。「少年対策」活動の中心課題は、「少年に対する暴力団の影響を排除する活動」であります。具体的には「暴力団組織への加入阻止」と「暴力団による被害の防止」を目的とする活動であります。当センターとしては、将来を担う少年たちを暴力団から守るため、持てる力を傾注してまいりたいと考えています。今後とも県民の皆様には、当センターが行う各種の暴力団排除活動に関し、力強い後押しを切にお願い申し上げます。結びに、本年も皆様にとって健やかで平穏な年であることをお祈り申し上げ、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

ご挨拶



福岡県警察本部
本部長 吉田 尚正

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

県民の皆様方には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、工藤會のトップである総裁以下幹部らを凶悪事件や資金源犯罪で逮捕するなど、暴力団対策を大きく進展させることができました。

これも、県民の皆様方の県警察に対する力強いご支援、ご協力、そして社会全体での暴力団排除機運の盛り上がりの賜とっており、改めまして感謝申し上げます。

他方で、未だ暴力団によると見られる凶悪事件の多くが未解決であること、また、山口組の分裂に伴い、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争事件の発生が懸念されるなど、課題も多く、本県における暴力団対策は、これからが正念場です。

そこで、県警察では、去年に引き続き、三大重点目標の第一に「暴力団の壊滅」を掲げ、本年も組織一丸となった暴力団総合対策を推進することとしています。

県民の皆様方の安全確保と未解決重要事件の検挙はもとより、暴力団の組織基盤に打撃を与えるため、資金源対策や離脱・就労支援などにも力を注いでまいります。

県警察では、引き続き、県民の皆様方の前面に立ち、暴力団排除活動を推進してまいりますので、福岡県暴力追放運動推進センターを始め、県民、事業者の皆様方の一層のお力添えをよろしくお願いいたします。

結びに、本年が県民の皆様方にとってすばらしい年であることを心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。本年も宜しく願い申し上げます。

第24回 暴力追

大会概要

◎日時／平成27年11月27日(金)午後2時～午後4時まで

◎場所／北九州市小倉北区室町1丁目1番1号 北九州芸術劇場 大ホール



本田正寛 理事長



吉田尚正 警察本部長



北橋健治 北九州市長

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター主催によるみだしの大会については、同センター名誉会長(福岡県知事)の代理として服部誠太郎副知事、本田正寛理事長及び吉田尚正警察本部長、北橋健治北九州市長等大会関係者をはじめ、来賓として福岡県議会議長の代理として中牟田伸二福岡県議会警察常任委員会委員長、藤本昭福岡県公安委員、永原譲二福岡県町村会長、福岡地検検事正の代理として原島肇福岡地方検察庁小倉支部長及び福岡県弁護士会民暴対策委員長の代理として天久泰福岡県弁護士会北九州部会民事介入暴力対策委員長等多数の出席の下、県民約1,400人の参加を得て、盛大に開催することができました。



暴力追放広報ポスターコンクール入賞者

第1部では、主催者挨拶に引続き、永年に亘り暴力追放活動に功労のあった3団体、個人2名、及び暴力追放イメージポスターコンクール入賞者7名に対して理事長表彰が行われ、記念品とともに表彰状が贈呈されました。

続いて、来賓挨拶の後、第1部の締めくくりとして、大会参加者全員で「安全で安心して生活できる福岡県の実現」に向け暴力団排除に取り組んでいくとした「大会宣言」を力強く唱和しました。

第1部では、主催者挨拶に引続き、永年に

暴力追放功労者表彰

団体

特定非営利活動法人
福岡県就労支援事業者機構
(会長 河部 浩幸) 様

学校法人真颯館 真颯館高等学校
(校長 藤澤 佳隆) 様

学校法人東筑紫学園 東筑紫学園高等学校
(校長 五十棲 錠二) 様

個人

北九州市 林 強 様

福岡市 藏 健一郎 様



放福岡県民大会

大会宣言

一、県民の願い

私たち県民の願いは、暴力団が存在しない安全で安心な福岡県の実現です。

一、暴力団に対する共通認識

暴力団は、私たちの生活を脅かし、社会の秩序を乱す反社会的な集団です。

一、県民の決意

私たちは、福岡県暴力団排除条例等の法令を遵守し、断固たる決意とスクラムにより全力でこの社会から暴力団を排除することを、ここに宣言します。

平成27年11月27日

第24回暴力追放福岡県民大会 参加者一同



特別講演

「狙われた自治体—鹿沼市職員殺害事件の教訓」



講師 しもつけ 下野新聞社(栃木県)
社会部長 三浦 一久氏

講師の三浦氏は、当該事件を自らが取材し、これにより体得された行政対象暴力の実態を丁寧に説明されました。また、暴力団等による不当な要求には、組織的に対応することの必要性を訴えられるなど、今後の教訓となる貴重な内容でした。ご講演の最後には、この事件に対する現在の心情を綴った被害者の妻の手紙が、三浦氏によって読み上げられました。今に至っても夫(被害者)の遺体が発見されないことに対する妻の深い悲しみが切々と伝わり、参加者一同の涙を誘うなど感銘深いご講演でした。

民暴弁護士による身近な法律相談 Q & A

担当弁護士 春山法律事務所 林 誠 弁護士
福岡市中央区大名2-10-23
Tel 092-712-2458 / Fax 092-712-3814



企業のホワイト化・・・企業版離脱支援のススメ

Q 私は、会社を経営しているのですが、なんと弊社の営業部長が業務上のトラブル解決のために暴力団員に会社の金銭を度々支払っていたことが判明しました。このことが表沙汰になれば、弊社は、金融機関や取引先から、取引を停止されてしまうのではないかと危惧しています。弊社営業部長もこのことを強く反省し、今後は二度とその暴力団員とは付き合わないと約束しているのですが、弊社は今後どのような行動をとるべきでしょうか。

A 1. 企業のホワイト化とは？

御社が危惧されているとおり、企業に反社会的勢力との交際が認められた場合、その企業(ブラック)との取引関係は「遮断すべき」というのが金融機関をはじめとする実務の趨勢です。しかしながら、他方で、そのような関係が判明しただけで、その企業との取引が直ちに遮断されるとすれば、そのような事態に直面した企業は、仮に反社会的勢力との関係をきちんと解消して“ホワイトな”企業になろうとしても、そのことが明るみになることのリスクの大きさから、そのことを隠蔽しようとする方向になりやすく、その結果、企業の反社会的勢力との関係遮断すなわち“暴排”はかえって遠のいてしまうのではないかと指摘もあります。そこで、反社会的勢力との関係を認めた上で企業がその関係遮断を図り、再生を図る道(＝ホワイト化)があってこそ、初めて、反社会的勢力との一切の関係遮断を進めることができるのではないかと考えられるようになり、そのための具体的な行動が研究されるようになりました。これは、まさに企業版の離脱支援の取組みと言い換えることができるでしょう。

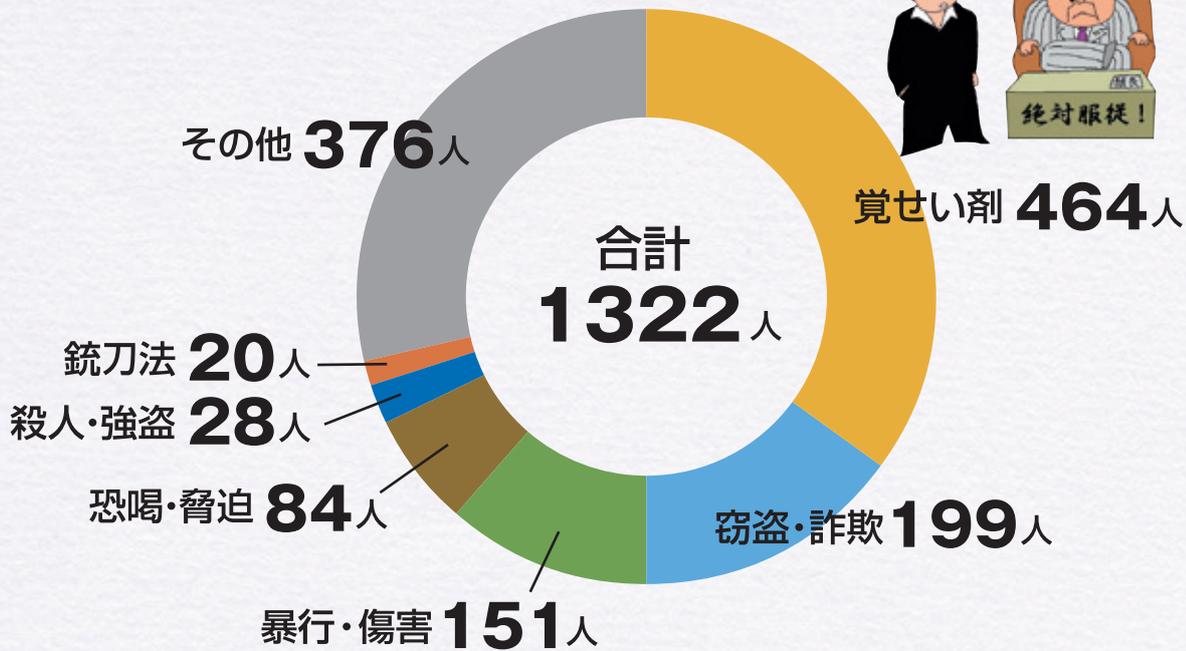
2. 具体的にどのような行動をとるべきか？

それでは、ホワイト化に取り組む企業は具体的にどのような行動をとるべきでしょうか。ご相談の事例では、まずは、①御社として、関係を有した暴力団員との関係を明確かつ完全に遮断することが必要です。もちろん、暴力団員側からの報復といった不測の事態も十分に想定されますので、あらかじめ警察や暴追センターに相談をおこなうなどの当該営業部長ら従業員の保護に対する配慮も不可欠です。また、関係遮断の意思を暴力団員側に明確に示すためには、民暴弁護士に委任するなどして、内容証明郵便の方法で今後は一切関係を持たない旨の通知をおこなうことが有効です。次に、②このような事態が発生してしまった原因究明のほか再発防止に向けた取り組みをおこなう必要があります。一例としては、当該営業部長や役職員が主体的に暴追センターの不当要求防止責任者講習等を受ける、反社会的勢力との決別を宣言しそれを社内外に周知徹底させる、といったことが考えられます。

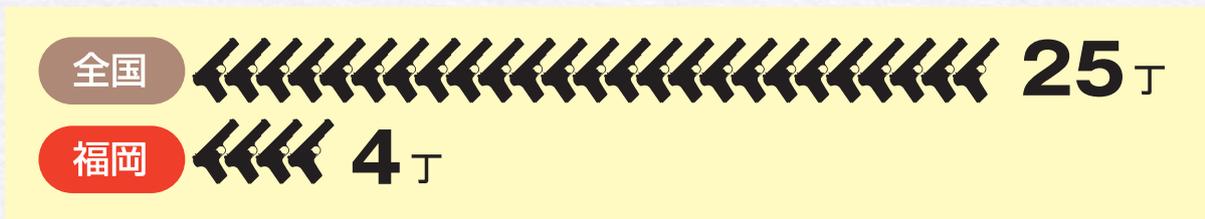
最後に、③外部者による第三者委員会を設置して、御社が反社会的勢力と完全に関係遮断したことを検証してもらってはどうか。外部者による第三者委員会が御社の取組みを適正に評価し、御社がそれによって反社会的勢力との関係を完全に遮断したと認定してもらえれば、万一、取引金融機関や主要取引先から御社が取引を停止されそうになったとしても、取引継続に向けた説得的な説明ができるはずです。

暴力団検挙情報

●暴力団関係の検挙状況 (平成27年11月末現在)



●けん銃押収状況 (平成27年11月末現在)



●暴力団対策法による中止命令の発出 (平成27年11月末現在)

暴力的要求行為に関する中止命令	30件
不当贈与要求行為(9条2号)	12件
みかじめ料要求行為(9条4号)	5件
用心棒料等要求行為(9条5号)	3件
高利債権取立行為(9条6号)	6件
不当貸付要求行為(9条9号)	1件
現場助勢行為(10条2項)	3件
脱退妨害行為(16条2項)に係る中止命令	2件
準暴力的要求行為(12条の5)に係る中止命令	1件
事務所等における禁止行為(29条2号)に係る中止命令	1件
特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為(30条の9)に係る中止命令	1件
合計	35件

地域・職域の暴排活動状況

平成27年下半期

平成27年も各地で暴力団追放の気運が高まりました。

平成30年も各地で暴力団追放の気運が高まりました。

地域・職域における暴追大会及び暴排研修等は次のとおりです。



福岡地区

- 7月10日 ● 行政対象暴力対策研修会
(宗像市役所)
- 7月23日 ● 部内暴排研修 行政書士会暴追委員会



- 7月29日 ● 暴力追放 筑紫野市民大会
(筑紫野市)



- 8月1日 ● 暴力追放・地域安全東区民大会
(福岡市東区)
- 8月19日 ● 平成27年度 県土整備部職員研修
福岡県建築指導課
- 8月20日 ● 小中連携三校合同研修会
(福岡市香椎小学校)
- 8月24日 ● 部内暴排研修会 福岡地区リース懇談会
- 8月25日 ● 総務担当者会議における暴排研修
西日本鉄道(株)
- 9月28日 ● 防犯連絡協議会総会 福岡市医師会



- 9月30日 ● 第6回 暴力追放 福岡市民大会
(福岡市民センター)
- 10月8日 ● 役場職員に対する行政対象暴力教養
(須恵町役場)
- 10月17日 ● 早良・城南暴力団追放 市民総決起大会
(早良市民センター)
- 10月17日 ● 暴排研修 西日本シティ銀行
- 10月19日 ● 平成27年度 不当要求行為等に関する研修会
福岡県建築指導課
- 10月20日 ● 暴排研修 日本たばこ福岡支店



- 10月30日 ● 暴力団排除総決起大会
福岡県遊技業協同組合
- 11月4日 ● 部内暴排研修 九鉄工業
- 11月5日 ● 不当要求防止部内研修
(筑紫野市)
- 11月13日 ● 暴排研修会 福岡建和会
- 11月18日 ● 暴排研修会 福岡県信用農業組合連合会



筑後地区



7月4日 ●大牟田市暴力団追放 市民総決起大会
(大牟田市文化会館大ホール)

10月18日 ●大木町・大川市・筑後市合同
暴力団追放総決起大会 (大木町)

11月15日 ●御井校区 暴力絶滅青少年健全育成
環境浄化総決起大会
(御井校区コミュニティセンター)

11月18日 ●部内暴排研修 JAみい



12月1日 ●暴力団壊滅 市民総決起大会
(久留米市)



北九州地区

7月16日 ●暴排研修 暴力追放企業体等戸畑協議会



8月4日 ●暴力団追放! 地域決起会議(北九州地区)
(行橋市民会館)

8月18日 ●北九州市民暴力追放 総決起大会
(北九州メディアドーム)

10月19日 ●豊前・京築暴力追放総決起大会
豊前京築暴追協議会

筑豊地区



10月1日 ●飯塚市民暴力追放 総決起大会
(飯塚市)



10月6日 ●大任町暴力絶滅住民総決起大会
(大任町)



10月13日 ●暴力団追放! 地域決起会議
(筑豊地区/直方市)



11月1日 ●福智町暴力等追放町民大会
(福智町)

11月15日 ●糸田町暴力等追放町民大会

11月19日 ●中間市暴力追放市民集会
(なかまハーモニーホール)

11月25日 ●第3回川崎町暴力等追放総決起大会
(川崎町)

表彰

第24回 暴力追放福岡県民大会暴力追放ポスターコンクール入賞者表彰

暴力追放ポスターの公募を行い、多数の応募作品の中から入選された皆様です。おめでとうございます。

栄えある受賞
おめでとうございます。



最優秀賞

真颯館高等学校3年
野原 美咲さん



〈一般の部〉

地方公務員
西原 徹さん



優秀賞



東筑紫学園高等学校2年
岩永実輝さん



東筑紫学園高等学校2年
中村 智代さん



東筑紫学園高等学校2年
岩下 莉子さん



東筑紫学園高等学校1年
村田 咲月さん



真颯館高等学校3年
才藤まどかさん

佳作



三池工業高等学校2年
斉藤 史弥さん



三池工業高等学校2年
中尾 太一さん



東筑紫学園高等学校3年
福見 知美さん



真颯館高等学校3年
本田 ひかるさん



東筑紫学園高等学校1年
高洲 菜絵さん



真颯館高等学校2年
花田 明末子さん



真颯館高等学校2年
森友 有紀さん



東筑紫学園高等学校3年
中村 那菜さん



真颯館高等学校3年
川口 陽菜さん



真颯館高等学校3年
木畑 理子さん



真颯館高等学校2年
西本 楓さん



真颯館高等学校2年
濱部 沙紀さん

募集! 暴力追放広報用ポスターの募集

暴力団員等による不当な行為の防止に関する広報用ポスターを募集します。



真颯館高等学校2年
廣田 葉月さん



真颯館高等学校2年
松藤 えりかさん



真颯館高等学校1年
森 奈々さん

1.応募資格/福岡県内の高等学校に在籍する生徒並びに福岡県内に居住又は勤務する16歳以上の方 2.応募作品の規格等/用紙のサイズは四つ切り(縦540mm、横379mm)とし、縦書き、横書きは問いません。・画材、画法は自由です。・図案には、文字を使用しても差し支えありません。 3.応募方法/応募作品の裏側には、住所、氏名、職業(学生の場合は、学校名、学年)、連絡先電話番号を記載してください。 4.応募期間/平成28年4月1日から同年7月30日までの間 5.作品の送付先/〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター 6.表彰/暴力追放ポスターコンクール審査委員会にて審査の上、優秀作品については、賞状及び記念品を贈呈いたします。 7.暴力追放ポスターについての問い合わせ先/(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL.092-651-8938

お知らせ 第25回 暴力追放福岡県民大会開催日程等案内

平成28年度「第25回暴力追放福岡県民大会」を下記のとおり開催いたします。
多数のご参加をお待ちしています。

- 開催日時 平成28年11月22日(火)午後2時から午後4時まで
- 開催場所 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡「シンフォニーホール」
- 主催 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター
- 共催 福岡県警察・福岡市

大会次第

- ・第1部 式典(暴力追放運動功労者表彰等)
- ・第2部 特別講演



お知らせコーナー

民暴特別相談日の開設

◎主催／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会

当暴追センターでは、暴力追放相談員と民事暴力担当の弁護士が待機し、県民の皆様からの暴力団等に関する困り事、悩み事の相談に応じる「民暴特別相談日」を下記のとおり開設しております。

暴力団等から不当な要求や嫌がらせがあったら、

迷わず、恐れず、お気軽に

ご相談下さい。

- 毎月第1、第3水曜日(休日、祝日を除く。)
午後1時30分～午後4時
- 面接、電話、メール ●相談無料、秘密厳守
- 相談先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
TEL092-651-8938

メール soudan@fukuoka-boutui.or.jp
福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階



開催日時

毎月第1・第3水曜日(13:30～16:00)

平成28年 1月	6日 20日	9月	7日 21日
2月	3日 17日	10月	5日 19日
3月	2日 16日	11月	2日 16日
4月	6日 20日	12月	7日 21日
5月	18日	平成29年1月	4日 18日
6月	1日 15日	2月	1日 15日
7月	6日 20日	3月	1日 15日
8月	3日 17日		

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」 をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。

暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領 ●不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などによる講習(約3時間)を実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事業所」のステッカーが無料で受領できます。
- 責任者の社内教育によって、暴排意識が高揚し会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576)
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

暴力団排除DVDの紹介

狙われた行政

～失敗を糧に～ <47分>

ある地方都市で生活保護費詐欺事件が発覚、市は再発防止を期するために第三者委員会を立ち上げた。担当者からの聞き取り調査によって、ずさんな対応の実態が判明した。そこで総務課主査が中心となって、抜本的改革に取り掛かることとなった。その後、条例が制定され不当要求撲滅に向け、種々の取り組みが行われた。そうした中、公営住宅に暴力団員が居住しているのが判明、所轄警察署に相談、退去を求める書面を送付したのだが…。

数日後、暴力団員が怒鳴り込んできた。担当職員は毅然と対応するが、暴力団員は更に詰め寄ってきた。その時、職場全員が一丸となり毅然と立ち向かうのであった。数ヶ月後、平穏な業務に戻った市役所に高級車が横付け、再び緊張が走るのだった。



社会VS暴力団

～暴力団、社会から孤立へ～

●ドラマ1

暴力団排除条項による暴力団
関係企業等の一切排除 <21分>

とある地方都市。ここでは、様々な形で、暴力団等の反社会的勢力が人々の暮らしの中に入り込んでいた。

芳香剤などの卸業者「山田屋」の営業部長・松本は、長年取引をしていた顧客が、指定暴力団の関係企業だったことを知る。上客であるし、いきなり契約解除などしたらどんな報復があるか…悩んだ松本は、社長とともに暴追センターに相談する。暴追センターの担当者は、警察、弁護士等と一体となりバックアップすることを約束するとともに「暴力団排除条項」を導入し、暴力団等の反社会的勢力との契約を解除することを説く。

●ドラマ2

刑事事件として事件化した上で、
「代表者責任追及」を適用した事例 <18分>

暴力団員から被害をこうむりながらも、泣き寝入りをしている町の人々。中でも、指定暴力団組員から法外なみかじめ料を要求され、ほとんど困っていたスナックの店主・後藤は、脅迫の様子などを録音し、警察に相談。暴力団員は恐喝の現行犯で逮捕された。報復をおそれる後藤に、警察と暴追センターの担当者は、これ以上被害を受けないためにも、暴対法による「代表者責任追及」の訴訟を起こすように説く。訴訟の動きを知った暴力団側は、上部団体に影響が及ぶことをおそれ、あわてて被害金を弁済してくる。

町から暴力団を一掃すべく開かれた住民集会には、市の担当者も参加し、市民、警察、暴追センター、弁護士、行政が一体となり、勇気を持って暴力団等の反社会的勢力と戦うことを決意するのだった。

この他にも、当暴追センターには暴力団排除の研修用DVDがあります。暴排団体、企業や学校などに対し、無料貸し出しを行っておりますので、企業研修、会議、講習、職員研修及び学校での教養等にご利用下さい。

暴力団追放「三ない運動」^{ワン}₊₁の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしゃぶられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見るとトコトン食らい付き離れません。



暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」とみんなて対決姿勢を持つことです。



暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には、暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っているカネのための集団です。



暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。



暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇氣」なのです。



暴力追放運動推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 5 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動
- 8 地域住民等に代わり、暴力団組事務所の使用差止訴訟を行う活動

賛助会員を
募集して
います



福岡県暴追センターでは、暴力団の存在しない安全で明るく住み良い福岡県の実現のため、暴追センターが行う各種暴排事業にご賛同頂きたく「賛助会員」を募集しております。多くの皆様のご入会をお待ちしております。

入会手続 詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。
「入会申込書」をお送りします。

年会費 企業・団体～103万円、個人～105千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典 会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関誌「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。



表紙：神社・仏閣シリーズ
筑前国 飯盛神社

飯盛神社は福岡市西区にあり、古代からの宮殿築城にふさわしい「四神相応の地」と言われ、東に清流室見川、南に早良平野の田園、西に北から南に延びる背振山系、北には玄海灘に浮かぶ島々が望めます。

天孫降臨のおり、天太玉命(あまのふとたまのみこと)が伊弉冉尊(いざなみのみこと)をお祀りするを起源とします。

上宮に伊弉冉尊(いざなみのみこと)、中宮に五十猛尊(いたけるのみこと)をお祀りし、飯盛三所権現宮と称し、上・中・下宮・神宮寺を設けていました。福岡平野を挟み、東には若杉山に坐す「太祖神社(伊邪那岐尊)」西には飯盛山に坐す「飯盛神社(伊弉册尊)」といわれ、夫婦山として古代よりの国産み伝説の基とされています。

慶安3年(1650)に飯盛神社の今の本殿が建立され、江戸時代に徳川禁令考・慶安の御触書が発令される頃、勤農・節約など、日常生活全般にわたる細かい規定が幕府より布され、農村では、田の神や水の神等を祀り、春秋の祭りに特に生産に結びつく信仰が大事にされました。飯盛神社もこの頃、庶民の信仰が篤く、筑前国主黒田忠之公の命により、寛文12年(1672)に、野芥村大庄屋 永胤右衛門が飯盛山の8万6千坪を買い取り当社に奉納されました。

(筑前国 飯盛神社 公式ホームページより抜粋)

お問い合わせは **公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター**

812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>